

岸和田市告示第90号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに岸和田市に対し意見書を提出することができる。

令和7年3月18日

岸和田市長職務代理者 副市長 岸 勝志

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の所在地及び名称

岸和田市今木町46番1 ほか

（仮称）ネクステージ岸和田2号店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の住所並びに名称及び代表者の氏名

愛知県名古屋市中区新栄町一丁目1番地 明治安田生命名古屋ビル14階

株式会社ネクステージ

代表取締役 広田 靖治

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ネクステージ

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和7年8月4日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,308平方メートル

(6) 駐車場の収容台数

12台

(7) 駐輪場の収容台数

0台

(8) 荷さばき施設の面積

60平方メートル

(9) 廃棄物等の保管施設の容量

14.53立方メートル

(10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前8時

閉店時刻 午後 7 時

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 7 時30分から午後 7 時30分まで

(12) 駐車場の出入り口の数

2 箇所

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後 9 時まで

2 届出年月日

令和 7 年 3 月14日

3 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和 7 年 3 月18日から同年 7 月18日まで（岸和田市の休日を定める条例（平成 2 年
条例第23号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時30
分まで

(2) 縦覧の場所

岸和田市岸城町 7 番 1 号

岸和田市魅力創造部産業政策課

4 意見書の提出先

〒596-8510 岸和田市岸城町 7 番 1 号 岸和田市役所別館 4 階

岸和田市魅力創造部産業政策課

電話 072-423-9485